があって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価の方法による得点の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、予決令第85条に基づく調査基準価格が設定された場合において、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回るときは、予決令第86条の調査を行うものとする。

⑺　その他　詳細は入札説明書による。

7　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : YAMAMOTO Takumi, Director-General of Tohoku Regional Development Bureau

⑵　Classification of the products to be procured : 15, 28

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Multiplex Communication Equipment (Sendai etc.) 1 Set

⑷　Delivery period : 17 March, 2025

⑸　Delivery place : As shown in the tender documentation.

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　Do not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting

②　Have Grade A, B, C or D on “manufacture of product” or “sale of product” in Tohoku Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency)

③　Do not be under suspension of nomination by Director-General of Tohoku Regional Development Bureau from Time-limit for the tender to Bid Opening

④　The person who obtained a bid manual from the person of ordering directly

⑤　Not be the Building constructor that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned

⑥　Have proven to have actually delivered the products concerned or the products with performance similar to that of the products concerned

⑦　The person who satisfies the function and performance required by the orderer for the products concerned

⑺　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification : 16 : 00　26 March, 2024

⑻　Time-limit for tender : 16 : 00　9 May, 2024

⑼　Contact point for the notice : SHIBUYA Takahiro, Purchase 2nd Section, Contract Division, General Affairs Department, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 3―3―1, Honcho, Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken 980―8602 Japan TEL 022―225―2171 ex. 2516

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和６年２月20日

支出負担行為担当官

北陸地方整備局長　遠藤　仁彦

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

1　調達内容

⑴　品目分類番号　17

⑵　購入等件名及び数量

①～③　電子入札対象案件

①～③　電子契約対象案件

①　令和５年度　照明車（ＬＥＤ　10m級）交換購入（その２）

②　令和５年度　除雪トラック（10ｔ　６×６）購入（その２）

③　令和５年度　凍結防止剤散布車（湿潤式　４ｔ４×４）購入

⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。

⑷　納入期限　①　令和７年３月28日

②③　令和６年10月31日

⑸　納入場所　入札説明書による。

⑹　入札方法　上記１⑵の件名ごとにそれぞれ入札に付する。

①　入札価格は、輸送費、下取額、その他通常取引において必要とされる諸経費を加算した価格の110分の100に相当する価格（自動車リサイクル法費用、自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税は含めない。）とする。また、自動車リサイクル法費用、自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税については当初契約時は含まないものとする。

②③　入札価格は、輸送費、その他通常取引において必要とされる諸経費を加算した価格の110分の100に相当する価格（自動車リサイクル法費用、自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税は含めない。）とする。

また、自動車リサイクル法費用、自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税については当初契約時は含まないものとする。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札回数は原則２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。

⑺　電子調達システムの利用

㋐　本案件は、競争参加資格確認申請書及び必要な証明書等（以下、「申請書等」という。）の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムの環境設定については、３⑶㋑のＵＲＬより行うこと。また、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願、紙契約方式承諾願を提出するものとする。

㋑　電子調達システムで使用できる電子証明書（ＩＣカード又はファイル形式）は、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）に記載されている者又は入札・見積権限について期間委任若しくは都度委任を受けた者の電子証明書に限る。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　上記１⑵の件名ごとに、次に記す資格を有する者であること。

①②③　令和４・５・６年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売の「車両類」を営業品目としている者で、Ａ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされた東北地域、関東・甲信越地域又は東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。

ただし、有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。

１）更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）

２）許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類の写し

３）上記２）に伴う競争参加資格審査申請書変更届

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（競争参加資格に関する公示に基づき⑵の競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者を除く。）

⑷　申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

⑸　上記１⑵の件名について、当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る製造又は納入実績があることを証明した者であること。

⑹　上記１⑵の件名について、当該調達物品に関し、アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

⑺　電子調達システムによる場合は、電子証明書を取得していること。

⑻　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。